金属造のもの（前掲のものを除く。）	四五	
橋（はね上げ橋を除く。）	二五	
はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	二二	
サイロ		
送配管		
鋳鉄製のもの	三〇	
鋼鉄製のもの	一五	
ガス貯そう		
液化ガス用のもの	一〇	
その他のもの	二〇	
薬品貯そう		
塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八	
有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	一〇	
アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五	
水そう及び油そう		
鋳鉄製のもの	二五	
鋼鉄製のもの	一五	
浮きドック		
飼育場	二〇	
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	一〇	
露天式立体駐車設備	一五	
その他のもの	四五	
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇	
木造のもの（前掲のものを除く。）		
橋、塔、やぐら及びドック	一五	
岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	一〇	
飼育場	七	
その他のもの	一五	
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		
主として木造のもの	一五	
その他のもの	五〇	
船舶		
その他のもの	一五	
鋼船		
その他のもの	一二	

車両及び運搬具

鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）		
電気又は蒸気機関車	一八	
電車	一三	
貨車		
高圧ボンベ車及び高圧タンク車	一〇	
薬品タンク車及び冷凍車	一二	
その他のタンク車及び特殊構造車	一五	
その他のもの	二〇	
線路建設保守用工作車	一〇	
鋼索鉄道用車両	一五	
架空索道用搬器		
閉鎖式のもの	一〇	
その他のもの	五	
無軌条電車	八	
その他のもの	二〇	
特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）	四 五	
消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	四	
モータースィーパー及び除雪車	三	
タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの		
小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	四	
その他のもの	五	
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	四	
自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）		
小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	五	
その他のもの	四	
大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	五	
その他のもの	四	
乗合自動車	五	
被けん引車その他のもの	四	